

# 資料編

---

## 【資料編目次】

---

行財政改革大綱の策定経緯	5 1
諮問と答申	5 3
行財政改革大綱の策定体制	5 5
行財政改革推進委員会名簿、行財政改革推進本部名簿	5 6
行財政改革推進本部内アドバイザー、部会員名簿	5 7
水俣市行財政改革推進委員会条例	5 8
水俣市行財政改革推進本部設置要綱	6 0
用語解説	6 3
事務局	6 7

## 行財政改革大綱の策定経緯

開催日	実施項目	内 容
令和4年 5月 1日	行財政改革推進委員会委員の委嘱及び任命	委員の委嘱及び任命
令和4年 6月 7日 21日	庁議・課長会議	第7次大綱策定体制、スケジュールの説明
令和4年 8月 9日	第1回行財政改革推進本部	第6次大綱の進捗状況、第7次大綱の策定方針について
令和4年 8月10日	行財政改革推進本部部会員の任命	部会員の任命
令和4年 8月23日	第1回部会（合同会議）	第7次大綱の概要、作業スケジュールの説明、部会長の選出
令和4年 9月 8日 12日	第2回、第3回事務部会	第6次大綱の検証、第7次大綱の検討課題について
令和4年 9月13日	第2回財務部会	第6次大綱の検証、第7次大綱の検討課題について
令和4年 9月21日	第2回組織部会	第6次大綱の検証、第7次大綱の検討課題について
令和4年 9月22日	第4回事務部会	第6次大綱の検証、第7次大綱の検討課題について
令和4年10月 4日	学識者との打合せ （熊本県立大学）	第6次大綱の進捗状況、第7次大綱の方向性の確認
令和4年10月26日	第1回行財政改革推進委員会	委員長の選出、諮問 第6次大綱の進捗状況、第7次大綱の策定について
令和4年11月15日	第2回行財政改革推進本部	第7次大綱の取組項目等について
令和4年11月30日	第3回財務部会	実施計画素案の検討
令和5年 1月16日	第3回組織部会	実施計画素案の検討、決定
令和5年 1月16日 17日	第5回、第6回事務部会	実施計画素案の検討、決定
令和5年 2月 1日	第4回財務部会	実施計画素案の検討、決定

開催日	実施項目	内 容
令和5年 4月18日	庁内調整（本部長、事務局）	実施計画素案の精査
令和5年 7月13日	庁内調整（各部長、事務局）	実施計画素案の内容確認
令和5年 7月26日	庁内調整（本部長、事務局）	実施計画素案の調整
令和5年 9月11日	庁内調整（本部長、事務局）	実施計画素案の調整
令和5年10月 4日	庁内調整（担当課、事務局）	実施計画素案について関係各課へ内容確認
令和5年11月 1日	庁内調整（本部長、事務局）	実施計画素案の内容確認
令和5年11月13日	第3回行財政改革推進本部	第7次大綱の素案について
令和5年12月25日	第2回行財政改革推進委員会	第7次大綱の素案について
令和6年 1月15日 ～2月 2日	パブリックコメントの募集	第7次大綱の素案について
令和6年 2月 6日	第4回行財政改革推進本部	パブリックコメントの意見 第7次大綱（案）について
令和6年 2月20日	第3回行財政改革推進委員会	パブリックコメントの意見 第7次大綱（案）の答申
令和6年 3月12日	第5回行財政改革推進本部	第7次大綱の確認について

水総第657号  
令和4年10月26日

水俣市行財政改革推進委員会  
委員長 上拂 耕生 様

水俣市長 高岡 利治

水俣市の行財政改革の推進について（諮問）  
水俣市行財政改革推進委員会条例第2条の規定に基づき、下記事項について  
諮問いたします。

記

- 1 第7次水俣市行財政改革大綱の策定について

令和6年2月20日

水俣市長 高岡 利治 様

水俣市行財政改革推進委員会  
委員長 上 拂 耕 生

第7次水俣市行財政改革大綱の策定について（答申）

令和4年10月26日付け水総第657号で諮問がありました、第7次水俣市行財政改革大綱の策定について、慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当であることを認め、ここに答申します。

なお、大綱の推進にあたっては、本委員会での審議内容を尊重するとともに、特に下記の事項に配慮されますよう要望します。

記

#### 1 行財政改革の評価について

第7次水俣市行財政改革大綱の進捗状況の把握等については、担当各課（局）による自己評価に加え、重要事項については、当委員会に報告するなど外部評価の視点を重視されたい。

#### 2 組織・機構について

地域の実情を十分考慮したうえで、簡素で効率的かつ機能的な行政運営を推進するため、計画的に組織・機構の見直し、再構築を進められたい。

#### 3 人材育成について

体系的な研修計画の実施により、職員の職務遂行能力の向上に努め、将来を見据えた人材育成に取り組まれたい。

また、適正な人事評価と当制度の効率的な運用により、職員一人ひとりのやりがいを持って職務に当たれるよう取組を推進されたい。

#### 4 デジタル化の推進について

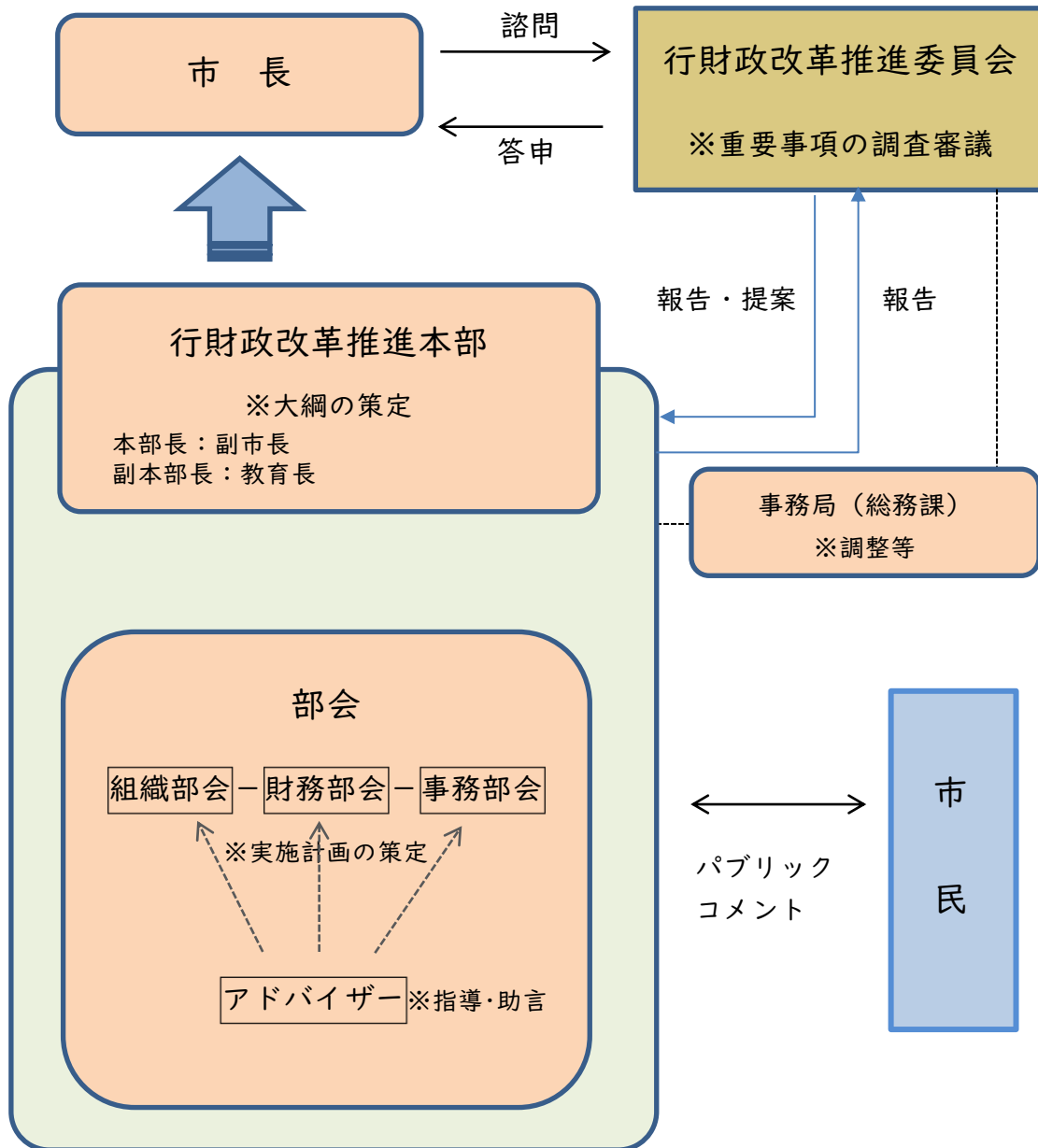
市民が利用する行政サービスについて、パソコンやスマートフォン等を利用できない方にも配慮しつつ、デジタル技術の活用を推進されたい。

また、デジタル化の推進によって業務の効率化、生産性の向上を図り、行政サービスの充実に努められたい。

#### 5 情報の共有について

組織内におけるビジョンの共有を図るとともに、市の施策や方針等について、幅広く市民の理解を得られるよう更なる情報発信・丁寧な説明に努めることで、市民との情報共有を推進されたい。

## 行財政改革大綱の策定体制



## 行財政改革推進委員会名簿

氏名	所属等
上拂 耕生 (委員長)	熊本県立大学総合管理学部 教授
西村 慈子 (副委員長)	元総合計画策定審議会委員
永野 利久	水俣商工会議所 副会頭
梅下 彰	水俣市社会福祉協議会 事務局長
淵上 光明	水俣市第Ⅰ区 自治会長
原 弘樹	水俣市総務企画部長

## 行財政改革推進本部名簿

職名	氏名
副市長	小林 信也 (本部長)
教育長	小島 泰治 (副本部長)
総務企画部長	原 弘樹
福祉環境部長	堤 茂
産業建設部長	本田 聖治
総合医療センター事務部総務課長	上田 敬佑
上下水道局長	永田 久美子
議会事務局長	岡本 広志
総務課長	岩井 浩昭
財政課長	岡本 夫美代
市長公室長	白本 亮



### 行財政改革推進本部・アドバイザー名簿

職 名	氏 名
福祉課長	丸山 健一
観光スポーツ戦略課長	中村 俊彦
土木課長	永松 正治
教育委員会教育課長	設楽 聡
総合医療センター事務部総務課長	上田 敬佑

### 行財政改革推進本部・部会員名簿 (令和5年3月31日時点)

※は部会長

部会	職 名	氏 名
組織	上下水道局 上下水道総務課主任	前田 淳也
	総務課 職員係主査	岩崎 大輔
	農業委員会事務局次長	※大川 尊
	市民課 年金医療保険係主査	山下 一将
	水俣病資料館主事	村口 森恵
	いきいき健康課 高齢介護支援室参事	中村 誠孝
	教育課 学校教育室主事	森山 結
	地域振興課 地域振興係主任	加茂 孝文
財務	農林水産課 林務水産土木室主任	宮川 忠征
	土木課 道路公園管理室主任	栗本 大詩
	市長公室 政策調整係主任	荒木 勇貴
	危機管理防災課 防災対策係主事	宮下 聖也
	環境課 環境衛生室主事	柿本 彩
	福祉課 福祉支援室主任	江口 麻由
	議会事務局 総務係主任	森 ちひろ
	監査事務局 監査係係長	※鬼塚 博司
事務	経済観光課 観光交流推進室主事	野田 大平
	都市計画課 建築住宅室次長	※研川 英治
	スポーツ交流課 スポーツ交流係主事	川本 龍之介
	財政課 財政係主事	小山 稜太郎
	税務課 市民税係主任	福島 淳一郎
	選挙管理委員会 選挙係主任	白坂 優季
	総合医療センター 総務課 経営企画係主査	中村 彩
	会計課 会計係主事	金子 大将

## ○水俣市行財政改革推進委員会条例（抜粋）

平成14年9月20日条例第29号

（設置）

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な行政の実現を推進するため、水俣市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、水俣市の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第3条 委員会は、市長が委嘱又は任命する10人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が任命されたときの要件を欠くに至った場合は、解任されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務企画部において処理する。

(費用弁償)

第7条 委員が職務を行うために必要な費用の弁償は、別に条例で定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## ○水俣市行財政改革推進本部設置要綱（抜粋）

平成6年12月9日訓令第7号

### （設置）

第1条 行財政改革の推進を図るため、水俣市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

### （所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 行財政改革大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する事。
- （2） 大綱に基づく行財政改革の実施及び進行管理に関する事。
- （3） その他行財政改革に係る重要事項に関する事。

### （組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1の者をもって充てる。

### （本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(部会)

第6条 大綱に基づく行財政改革を適正かつ計画的に推進するための実施計画の策定、進行管理状況の調査等、本部の所掌事項に関する必要な作業等を行うため、本部内に組織部会、財務部会及び事務部会の三つの部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の委員（以下「部会員」という。）は、職員のうちから市長が任命する。
- 3 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は部会を総括する。
- 5 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となる。
- 6 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定した部会員がその職務を代理する。

(アドバイザー委員)

第7条 本部長は、部会の作業に関して必要があるときは、助言及び指導を行うためのアドバイザー委員を置くことができる。

- 2 アドバイザー委員は、別表2の者をもって充てる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

別表1 (第3条関係)

本部員

総務企画部長、福祉環境部長、産業建設部長、医療センター事務部長、上下水道局長、議会事務局長、総務課長、財政課長、市長公室長

別表2 (第7条関係)

福祉課長、観光スポーツ戦略課長、土木課長、教育委員会教育課長、総合医療センター総務課長

## 【用語解説】

ページ	用語	解説
12、40	経常収支比率 (一般会計)	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。
12	扶助費	社会保障制度の一環として、関係法令に基づき、児童・高齢者・生活困窮者等を支援する経費のこと。
12、40	財政調整基金	経済事情などにより、財源が著しく不足する場合や災害などによる予期しない支出に備え、決算余剰金などを積み立てている基金のこと。
13	財政力指数	地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年間の平均値のこと。財政力指数は1に近くあるいは、1を超えるほど財源に余裕があるものと評価されている。
24	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。LINEやInstagram、FacebookやX(旧Twitter)など、登録された利用者同士が交流できる会員制サービスのこと。
25	人事評価の総合評価点	能力評価(14点から54点まで、標準50点)と業績評価(0点から100点まで、標準レベルの業務目標をほぼ達成した場合50点)の合計点のこと。100点を標準点とする。
26、28	コンプライアンス	法令遵守。法令等のルールに従って、公平・公正に業務を遂行すること。
26	働き方改革	働く人が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革のこと。長時間労働の是正、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を目指す。
26、27	水俣市働き方改革推進委員会	仕事と生活の調和に関すること、職員の多様な働き方の推進に関すること等を協議する委員会。
27	テレワーク	職員が自宅等で情報通信技術を利用して通常の勤務場所以外の場所に勤務すること。
27	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人選の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。
27	年次有給休暇の取得率	全取得日数/全付与日数(繰越日数を含まない)。厚生労働省「就労条件総合調査」における算定方法。
27	時差出勤制度	職員の1日の勤務時間数を変更せず、勤務の始業時間や終業時間をずらすことで、通常の勤務時間と異なる時間帯で勤務する制度のこと。

ページ	用語	解説
29	メンタルヘルス	体の健康ではなく、こころの健康状態のこと。
29	ストレスチェック	労働安全衛生法に基づく、医師・保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査のこと。
30	ハラスメント	職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。
31	業務継続計画(BCP)	災害発生時など、人材や資材に制限がある状況下でも、適切に業務を進めるために備えておく計画のこと。被害想定や、優先すべき業務の整理、人員の配置案などをあらかじめ定めておく。
32	行政評価	行政の活動(施策・事業等)を一定の統一的な視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政に反映させる手法のこと。
32	広域連携	地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の附属機関等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度のこと。
33	AI	AIとは「Artificial Intelligence」の略で人工知能のこと。機械学習という手法を使って、コンピューターが自動的に学習し、人間のような知的なタスクを実行できるようになります。例えば、画像認識、音声認識、自然言語処理などがあります。
33	RPA	RPAとはパソコン上でデータ入力やチェック作業など、あらかじめ決まった作業を人間の代わりに処理をしてくれるソフトウェア・ロボットです
33	モニタリング	指定管理者による施設の管理運営及び公共サービスの提供に関し、協定書や仕様書に基づき適正かつ確実に履行されているかどうかを監視・評価し、必要に応じて改善に向けた指示を行うこと。
33	指定管理者制度	公の施設の管理について、地方公共団体の指定する者が管理を代行する制度のこと。
34	財務書類4表	総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき作成された財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)のこと。
35、45	ICT	「Information and Communication Technology」の略で「情報通信技術」のこと。
36	地方税共通納税システム	金融機関や窓口に出向くことなく、自宅、オフィスから地方税の納付手続きを電子的に行うことができるシステムのこと。



ページ	用語	解説
38	バナー広告	インターネット広告の一種。ウェブサイトに広告の画像を貼り、広告主のウェブサイトにリンクする手法のこと。
39	ふるさと納税	自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度のこと（一定の上限額あり）。
39	スポーツキッズサポーター基金	スポーツを通じた子どもたちの健全育成を推進することを目的として、市が設置した寄附金等を財源とする基金のこと。
40	ネーミングライツ	施設命名権。施設の名称にスポンサー企業の社名やブランド名を付与する、広告概念のこと。
40、43	地方債	地方公共団体が資金調達のために負担する債務のこと。その返済が一般会計年度を超えて行われるものをいう。
41	公共施設等総合管理計画	総務省の要請により地方公共団体が策定した、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画のこと。
41	特定健診	厚生労働省により平成20（2008）年度から実施が義務付けられた、内臓脂肪肥満に着目した健康診査のこと。
42	要介護認定率	65歳以上の人に占める要介護・要支援認定者の割合のこと。
42	通いの場に参加している高齢者	市が実施している「まちかど健康塾」及び「もやいふれあい菜園」の実登録者数のうち高齢者のこと。
43	有収率	年間総配水量に対し、収入となった水量の割合で、施設の稼働が収益に繋がっているかを判断する指標のこと。 (年間総有収水量÷年間総配水量×100)
43	ストックマネジメント (下水道事業)	下水道事業において、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
43	汚水処理人口普及率	市民がどれくらい汚水を適切に処理しているかを表した率のこと。下水道処理人口の他に農業・漁業集落排水による処理人口や合併処理浄化槽による処理人口を足した値を、行政人口で除した値。 汚水処理人口普及率(%) = (下水道処理人口 + 農業(漁業)集落排水処理人口 + 合併処理浄化槽人口) / 行政人口
44	地域医療構想	医療介護総合確保推進法によって都道府県が策定することが義務付けられ、限られた医療資源を効率的に活用し、切れ目のない医療・介護サービスの体制を築く目的で、将来の医療需要と病床の必要量を推計し、地域の実情に応じた方向性を定めたもの。

ページ	用語	解説
44	高度急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能のこと。
44	ハイ・ケア・ユニット（HCU）病床	緊急の状態を脱した患者が一般病棟に転棟できるように支援を行う高度治療室のこと。高度急性期機能を担う。
44	病床機能分化	急性期病床を減らして地域ごとに適切な病床を割り当てるという考え方。地域医療構想においては、高度急性期機能、急性期機能、回復期機能、慢性期機能の4つの医療機能に区分されている。 高度急性期機能：状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能のこと。 急性期機能：状態の早期安定化に向けて医療を提供する機能のこと。 回復期機能：急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能のこと。 慢性期機能：長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能のこと。
44	地域包括ケアシステム	急性期医療を経過した患者及び在宅において療養を行っている患者等の受入並びに患者の在宅復帰支援等を行うこと。
44	地域医療支援病院	地域医療全体のレベルアップに重点が置かれ、日常生活圏での医療提供体制の整備を目指すもので、法的要件に合致した病院のうち希望するものを県知事が承認する病院のこと。
45	第二種感染症指定医療機関	都道府県知事が指定する二類感染症の患者の医療を担当する感染症指定医療機関のこと。
45	感染対策向上加算Ⅰ	地域の他医療機関と連携し、組織的な感染防止対策の基幹的な役割を果たす医療機関のこと。
45	医療DX	データやデジタル技術を活用して診療のプロセスや既存の枠組みを変えて医療に変革をもたらすこと。
46	公益財団法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき設立された公益事業を行う法人のこと。

## 事務局

職 名	氏 名	担 当 業 務
総務課長	岩井 浩昭	総括、推進委員会の事務局及び 推進本部員
総務課 行政管理室長	濱野 徹	推進委員会、推進本部及び 各部会庶務、計画書の作成
総務課 行政管理室次長	水田 利博	
総務課 行政管理室主任	白坂 優季	
総務課 行政管理室主査	中島 大輔	
総務課 行政管理室主事	松村 周	